

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第5回）

議事録

1. 日時

令和6年3月27日(水) 14:45～16:55

2. 開催方法

Web会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（甲南大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【三友主査】 改めまして、皆様、こんにちは。年度末の大変御多忙の中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、ユニバーサルサービスワーキンググループ第5回の会合を開催いたします。本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず最初に、事務局から、ウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音の混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には、事務局からお声がけさせていただく場合がございますので、御了承ください。

本日の資料については、資料5-1から5-5及び参考資料5-1でございます。

事務局からは以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。それでは、本日の議事に入ります。

本日は、まず最初に、ユニバーサルサービスの在り方について、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人テレコムサービス協会にヒアリングを実施したいと思います。それぞれ15分程度で御説明をいただき、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。本日は、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、進行管理の観点から、残り5分、3分、0分、その時点で事務局より合図を送っていただきますので、恐れ入りますが、時間内で発表を終了していただければというふうに思います。

それでは、まず、日本インターネットプロバイダー協会様より御説明をお願いいたします。準備ができましたら、よろしくをお願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長）】 日本インターネットプロバイダー協会の立石と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、「ユニバーサルサービスについて」ということで、御存じの方も多いと思うんですけども、プロバイダー協会は地方が多いので、地方の観点からもという形でお話ししたいと思います。

1枚おめくりください。

ユニバーサルサービスの責務は固定電話からブロードバンドを軸にした制度に移すべき

ということに関しては、従前のものに対して賛同いたしました。

現在でもN T T東西様がカバーし切れないエリアは存在していますが、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務はN T T東西様が最終提供義務を担うことが適当だというふうに考えております。

実施に当たっては基本的3要件（不可欠性、低廉性、利用可能性）と全国地域や離島及び中山間地域等の要望を勘案した上で、経済合理性のみのところで判断していただき、地方がサービスエリアから外されることのないよう議論される、あるいは検討されるべきだと考えております。

とはいえ、電話のニーズはまだ地方の方ではありまして、特にビジネスでの法人利用に関してはO A B Jに対するニーズは根強いものがありまして、地域識別性の観点より制度として保証すべきと考えます。

恐らく都会だとなかなか考えにくくなってきているとは思いますが、地方ですと、私がいるような徳島だと088とかというものにまだまだ愛着があるし、遠くからなんだということが分かることは、地方の人にとっては、まだまだ利便性があるものだと思います。

技術中立性ということもあるんですけども、ブロードバンドのユニバーサルサービス、現時点では光ファイバがベースであることが大前提だと思います。

まず、利用者コストなんですけれども、単位容量当たりのコスト差は、まだまだ光ファイバの方が大きくて、コスト差は光ファイバの方が安いということは歴然だと思います。

コスト増による利用者への影響ということですけども、通信環境とサービスレイヤー及びサービスレベルにおいて、都市部との格差がどんどんまだ広がっている状況ではないかなと思います。

その利用コストを考えると、あるいは、なかなか落ちてこないということがありますので、そのアップデート、御存じのように、月に1回、マイクロソフトにしろ、iOSにしろありますけれども、そういうものをやらない、やりづらくなる、あるいはできないということは現状でもありまして、そうすると、これからDXの時代に、セキュリティリスクがどんどん増大する可能性があるということがあると思います。

また、モバイルだけの交付金制度ということが検討されていますけれども、利用者の負担がまだまだ大きくなるのではないかなと思います。

安定性ということに関しても、無線は他の空中線の影響を受けやすく、光ファイバに比べると、安定した高速通信は固定回線に比べれば大きく劣るということはあると思います。

それから、メンテナンス性です。無線は気候や災害に対する脆弱性と故障時のメンテナンス性に問題がありまして、非常時の携帯電話の利用をもってユニバーサルサービスを論拠とするのは議論が違うのかなというふうに思います。

それから、既存技術の陳腐化ということですが、今、4Gから5Gに移行して、5Gのものをやってくれというお話も多いと思うんですけども、10年で4Gから、ほぼ5Gに都市部においては移り変わりつつありますし、地方においてもそんなに差はないということを見ると、やっぱり空中線の技術、今後、6G、7Gというふうに行くと思いますので、陳腐化が早いと。サイクルが10年とか15年なんです。それに対して光ファイバは、10年、15年はもって当たり前ですので、設備更改をするスピードが光ファイバの方がゆっくりしていても全然大丈夫だということがあるかなと思います。

次は、メッセージサービスがユニバーサルサービスとして語られることが多く、特にNTT殿の主張の中では、OTTのサービスまでユニバーサルサービス化すればどうなるかという話があったんですが、現実的ではないかなと考えております。

特に、上位レイヤーのサービスは全てインフラ等下位レイヤーがボトルネックとなるため、この議論そのものが成立しないのではないかと。

それから、上位レイヤーのサービスがユニバーサルサービスと位置付けた場合、ユニバーサルサービスに対する交付金として適正なものなのかどうか、また、その負担をする国民の側から見た場合に理解が得られるのかというふうに思われます。

最後になりますけれども、上位レイヤーのサービスに別途資金、特に税金等が流入する場合は、ネットワークの中立性を破る可能性が非常に高く、この辺りの議論に関しては、日本においては、まだまだ十分な議論は行われていないということもありますので、これに関しては時期尚早といえますか、ちょっと議論のレイヤーが違うのかなというふうに考えております。

デジタルトランスフォーメーション及びデジタル田園都市国家構想とユニバーサルサービスということですが、デジタル化から始まるデジタルトランスフォーメーションは、単にデジタル化ではなくて、デバイスが通信することによって成り立つことが、99%というか、ほとんどそれが前提条件ではないかと思われます。よって、通信がない地域はデジタル化すらされていないのと同じではないかと考えております。

また、「誰一人取り残さない」とうたっておりますデジタル田園都市国家構想において、居住地域で行政サービスをくまなく受けるためには、通信は最低限の必須条件であり、ま

た、光の固定回線がないエリアは十分な行政サービスを受受することも見込めないということで、国民生活に不可欠な遠隔教育、遠隔医療、その他行政サービスが得られないと、その機会すら得られないということになりかねないと考えられます。

ヨーロッパにおいては、この辺を無線でカバーすべきだというふうな議論も、もう行政サービスがデジタル化される以上やるというふうには、実施はされていませんけれども、決議をされているという状況になっていますので、日本もこれに準ずるのではないかなと思います。

それから、よく語られる非居住地域における通信インフラなんですけれども、これも必要だと思います。

集落が点在している地域の住民は、地域間の移動時の道路においては通信がないと安全に暮らせず、非居住地域であっても通信インフラは必要だと。

国道であっても、まだ携帯電話も入らないエリアが、離島とか中山間地域にはまだまだいっぱいあります。

それから、農業はもとより、林業や漁業においても通信インフラは人が住んでいるかどうかに関わりなく必要である。

それから、この一、二年、日本へのリピート観光客は、有名な観光地というよりは、よりマイナーな観光地を探し求めて移動するということが、いろいろなところで報告されていますけれども、特に豊かな自然環境を有する地域は、新たな観光の可能性を、そういう意味で呈してきているんですけれども、古き良き日本の伝統文化を残している地域は、ほとんど人口減少地域といえますか、限界集落になりつつありますので、これは非居住ではないですけれども、その周囲を含めて整備しなければならないのではないかなと考えております。

それから、格差社会と言われる現代、資本の再分配としての通信環境の整備は、国家の健全な成長にとって必須項目の1つではないかというふうに考えております。

それから、非居住地域の通信インフラは、安全保障上も重要ではないかと思われまます。今や金融をはじめとする全てのサービスが、行政も含めてネットワークに統合されようとしている中、また、国も先ほどのように政策的にデジタル化へ誘導している中で、通信環境がない、あるいは非常に悪いといった地域においては、今後さらなる人口減少、それぞれが人口減少につながる可能性が高いと思われまます。

言うまでもなく、ウクライナ・ロシアの戦争の状況を見ても、通信が必須だということ

で、それは非居住エリアにおいても同様で、特に沖縄の南西諸島の住民の方々は今も通信がないところもあって、それだけでも早くどうかしろという声が上がっているようです。

また、よほどの特別な地域を除いて、日本中あまねく通信環境が整っていることが安全保障につながることは疑いの余地はないと思います。

農作物の盗難対策として監視カメラが今や常識となっております。多くの場合、果樹園とか、高価な作物のところは多いわけですが、そういうところは人が住んでおりませんが、監視カメラを置くということで、今、衛星を使えるようなところは衛星を使っているんですが、衛星においては、特に画像通信の場合、どうしても限界がありますので、あるいは、費用も高いと思います。

また、非居住地域だからということで、尖閣諸島をはじめ、非居住地域を放置しておいたことが領土問題と今もなってきていますので、今後も、非居住あるいはほとんど人口がないからということで放っておくと、領土問題になっていくという可能性は十分あるのではないかなと思います。

それから、よく焦点が当たるのは回線なんですけれども、回線そのものと局舎、その他の設備に関してですが、過疎、中山間地域においては、単に光ファイバ網でなく、附属装置を設置する局舎や電源等についても、大きくコスト面で不利であります。そもそもなかったりすることもあるんですが、その上で、日本国中、快適な通信環境を提供するためには、回線だけの問題ではなく附属する設備の適切な配置も大変重要ではないかなと思います。

東京一極集中という極端なネットワークポロジ、大体、今、7割とか言われていますが、7、8割が東京に集中しています。その中で、G I G Aスクールとかリモートワークといったものが偏狭な地域でも快適に利用できることが、国の安全保障、強靱化にも資することになるのではないかなというふうに考えております。

また、衛星も、非常時だったりとか、日常生活だけだと、それほど気にすることはないのかもしれませんが、経済安全保障上の問題であったりとか、あるいは、止める、止めないというのも、前回、スターリンクでもありましたので、これをユニバーサルサービスと位置付けるについては、まだまだ時期尚早ではないかなと思います。

品質保証ということがユニバーサルサービスの中ではどうしても出てくるんですけれども、これに関しては、ちょっと疑問がございまして、御存じのように、現在のブロードサービスは、ベストエフォート、ベストエフォートとはいえ、他国に比べれば、かなりいい

環境では提供していると思っはいるんですけれども、品質基準が一定以上のレベルがないと駄目だということになってしまいますと、その品質保証義務のために、利用者の料金が値上げになる。アフォーダブルであればいいんですけれども、非常に高くなるということもあって、これについては、するなということではなくて、慎重な議論が必要ではないかなというふうに考えております。

続きまして、もう最後のページですね、よろしく申し上げます。

ユニバーサルサービスに伴う損失の補填についてですが、第2回のワーキンググループのときのNTT殿の資料の中に、電話、+メッセージ、ブロードバンドを問わず、責務を課されるエリアで生じる赤字は、全額補填が前提というふうに御主張されていたわけですが、現在のユニバーサルサービス制度では、補填金額の算定は赤字の全額補填ではありません。補填額の算定を行う際には、実際にかかったコストではなく、NTT東西の非効率性を排除しやすいとの理由から、長期増分費用（LRIC）方式によって算定されたコストを用いており、そのコストは負担事業者を通じ最終的には利用者に転嫁されています。

電話・ブロードバンドともに、原則「全国一律の料金」で「全国平均費用」をベースに、国民に負担が転嫁された場合にも、その負担が過大にならないようにするということに対して配慮が求められるのではないかなと考えております。

すみません。ちょっと早口になってしまいましたけれども、以上でJAIPAからのプレゼンテーションを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【三友主査】 御発表どうもありがとうございました。

続きまして、テレコムサービス協会様よりお願いいたします。

質疑の時間は、この御発表の後に取りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、準備ができましたらば、お願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会（島上副会長）】 テレコムサービス協会の島上でございます。では、始めさせていただきます。

このたびは、このような説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

こちらは、テレコムサービス協会の紹介でして、我々、二種事業者の団体でございます。詳細は省略いたします。

はじめにといったところですが、ブロードバンドのユニバーサルサービスが、今、FTTH等を対象に制度化されて、まだ実装の段階にあること、この会合も、今回、第5回で、前回の会合におきまして、ユニバーサルサービスの対象を「固定地点での世帯利用」とい

う方向づけがなされたということで、現在、その方向で実装、検討が完遂されることが妥当というふうに考えております。

その上で、せっかくこのような機会をいただいたので、我々からの視点で中長期的な問題提起として意見をお話しさせていただきたいというふうに考えております。

その前提となる認識ですが、近年、利用者の大勢は、旧来のメタル固定電話による音声の通話から、F T T H等によるブロードバンド、I P電話、それに加えてスマートフォンによる音声通話、アプリ通話、メッセージング。また、公的個人認証サービス等に支えられる様々な高度なオンラインサービスを活用しつつある状態にあると捉えております。

一方で、メタル回線は減少しているとはいえ、かつてのインフラ資産としての役割は依然として重要で、利用者視点でも、このO A B Jの電話番号の地理的識別性は、今もって利用者が大きな信頼を置くところであるというふうに捉えております。

このメタル回線とO A B Jの固定電話を将来的に承継することになるであろうブロードバンドサービスは、その設備に着目すれば、F T T H、H F C、ワイヤレス固定など、多様化している状況にあると捉えております。

また、携帯電話は、移動通信であると同時に、それら固定電話、固定ブロードバンドに代わるサービスとしても利用者に受容されつつあるのではないかとというふうに受け止めております。

そういう中で、当初の論点で示されたユニバーサルサービスに位置付ける役割といったところで、我々が感じているところをお話しさせていただきたいと思います。

電気通信においては、これまで固定・移動の両面で、事業法の規律の下、事業者間における設備競争、サービス競争が展開され、広く国民の「高度」かつ「低廉な」サービスの利用を可能としてきたものです。競争では成立し得ず、カバーできない条件不利地域においては、あまねく日本全国における提供が確保されるべき国民生活に不可欠なユニバーサルサービスは、「必要な通信性能を満たす」サービスを、「必要な地域」に「最も効率的なコスト」で提供されるものであるというふうに考えます。

そのため、通信性能の最低要件を、テレワーク等のこのような具体的な想定用途から明確にして、これを実現する通信技術は、その提供先地域において必要な品質を満たし、なおかつ、他の方式と比較して効率的なコストで提供されるものである場合に、対象から除外せず議論を深めていくことが本来的には望ましいと考えております。

その中で、近年のモバイルの利用拡大を踏まえるならば、現在のユニバーサルサービス

が固定電話及びブロードバンドをカバーし、4G・5G等無線技術の活用は、ワイヤレス固定電話、ワイヤレス固定ブロードバンドという形で、補完的な役割にとどまっているところですが、利用者の利用実態の変化を踏まえて、無線技術の活用拡大は将来的な課題となるのではないかと考えております。

4G・5Gが、そもそもは面カバーを目的としたものであっても、そもそも世帯といった特定の地点をカバーするためのものではないことには留意しつつも、光未整備地域でのワイヤレス固定電話の活用が検討されていることから、光未整備地域での無線技術の活用は、ファイバ網の整備に対してコストの効率化のメリットはあるのではないかと考えております。

また、それだけではなく、スマートフォンで実現される様々な高度化サービスの利用につながるものであることから、中長期的にはユニバーサルサービスの4G・5G等のモバイルサービスの拡大は、国民生活に有益であろうというふうに考えております。

なお、よく言われるNTN（Non-Terrestrial Network）につきましては、光ファイバに非依存である通信技術である等の特質を鑑みつつ、現時点では普及の途上であり、また、多くが、今、海外事業者による提供であること等を踏まえると、その活用において慎重に検討すべきではないかと考えております。

また、中長期的には、光・メタル・IP・ワイヤレス固定・モバイル等、多様化する電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスを統合的に捉えて、条件不利地域においても運用負荷・コスト等の効率化を図る検討が必要であると。コストの効率化に向けては、ユニバーサルサービス制度運用が、行政や事業者、一般消費者にとって透明性があり、検証可能であることが必要であろうというふうに考えております。

テレコムサービス協会からの意見は以上でございます。ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの2件の御発表に関しまして、意見交換に移りたいと思います。

本日御出席の構成員の皆様の中で、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、画面右下のチャット機能でお知らせいただければと思います。

なお、本日は、オブザーバであるNTT持株に加えまして、NTT東日本及びNTT西日本からも会合に御参加いただいております。

いかがでしょうか。御確認いただける点がございましたら、ぜひお手を挙げていただければと思いますが。

それでは、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。質問ではなくて、ちょっと感想と意見を述べさせていただきます。

御発表ありがとうございました。非居住地域でも通信インフラは必要であるとか、あと、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスを統合的に捉えていくというような御指摘は、私は今後の重要な論点になってくるのではないかなと受け止めました。

2つの団体から、何をユニバーサルサービスとすべきか、すべきでないかという御意見を伺いましたので、その点について、これまでの議論とも合わせた感想になるんですけども、私としては、ユニバーサルサービスを考える優先順位というか、ロジックに、論者によって違いがあるのかなと思っています。

ここからは2団体の御発表とは直接関係なくて恐縮なんですけれども、私の考えはすごく単純でして、ユニバーサルサービスは国民生活に不可欠であるかどうかでまず判断して、その上で、制度を設計していく段階で、国が保障する最低限の水準をどこに置くかとか、技術特性や市場の競争環境、国民負担のバランス等々を検討するという順序で考えるのが分かりやすいのかなと思っています。恐らく固定電話も、ブロードバンドも、最初は不可欠性が出発点になったのではないかと思うからなんですけれども、としますと、既に世帯保有率がモバイル端末全体で98%に対し、固定電話は64%、若い世帯では、固定電話を保有していない割合が大半を占めています。また、国民にとってとても重要だと思うのは、緊急通報で、それも4件のうち3件はモバイルということですので、モバイルの不可欠性は明らかなのではないかと思っています。災害時の通信についてはユニバーサルサービスの議論とは切り離すべきというご意見がありましたが、そもそも人がすぐに連絡を取りたいという通信への強い要求を持つのは、災害も含めた緊急時・非常時だということを考えると、やはりそれも考慮に入れるべきではないのかなと思っています。

ちょっと身内のことで恐縮なんですけど、私の父は5年前に92歳で亡くなったんですけども、一人暮らしの晩年は、固定電話を解約して携帯電話だけだったんですけど、固定電話の受話器のあったところに携帯端末を置いて、ワイヤレス固定電話のような使い方をしていました。携帯がなければ緊急連絡もできない状態です。単身世帯は若い世帯に限らず、今、モバイルだけが多いような気がしています。ですので、少なくとも電話のユニバーサルサービスにおいては、できるだけ早い時期にモバイルも含めるべきで技術中立的な制度にしていく方がいいのではないかと考えています。

すみません。この意見は、恐らく前回のワーキンググループで発言した方が適切だったんだと承知しておりますが、前は残念ながら出席できませんでしたので、今日言わせていただいたことをお許しいただければ幸いです。

私からは以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 砂田先生、ありがとうございます。御意見ということでお伺いいたしました。ありがとうございます。

続きまして、いかがでしょうか。お手が挙がっておりませんが、もし御質問、御意見がございましたら、お願いできればと思います。

本日のお二方の御発表の中も、何をユニバーサルサービスにすべきかということに関して、いろいろな御意見があるということが分かりました。今後議論をする上では非常に参考になりますので、もしここで確認すべきことがありましたら、お願いできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 ありがとうございました。プレゼンテーション、非常に参考になりました。

今、画面に映っているテレコムサービス協会さんのところで1点確認をさせていただきたいと思うんですけども、御主張として、この4ページ目のところで、「中長期的にはユニバーサルサービスの4G・5G等のモバイルサービスへの拡大は国民生活に有益」だと書かれています。将来的にはモバイルをユニバーサルサービスに組み込んでいった方がよいのではないかとのお考えをお持ちだと思うんですけども、そういうときに何か指標になりそうなものはありますでしょうか。

例えば、今、砂田先生にお話しいただいたように、保有率からすると、もう十分一人一人に行き渡っているようにはなっていると思います。ただ、ユニバーサルサービスの提供として考えたときに、まだモバイルを義務化することについては早いのではないかとこの意見がどうも多そうな感じでして、では、一体これはいつのタイミングだったらいのだからかとすごく悩むところです。こういった点について、何か御意見とか、何か参考になりそうな情報をお持ちであったら教えていただきたいなと思います。

【三友主査】 いかがでしょうか。島上様、お願いできればと思います。

【一般社団法人テレコムサービス協会（島上副会長）】 テレコムサービス協会です。こちらはMVNO委員会委員長の佐々木から回答させていただきます。

【三友主査】 お願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会（佐々木MVNO委員長）】 テレコムサービス協会、MVNO委員会で委員長を務めております佐々木です。

春日先生、御質問ありがとうございます。まず、例えば、いつぐらいの時期からとか、どのような指標が満たされたら、こういったことがというイメージを持っているわけではないということは、あらかじめ御説明をさせていただければというふうに思っております。

我々としては、今、国で進められておりますデジタル田園都市国家構想ということで、モバイルも含めたデジタル技術を誰一人取り残さない形で国民が利活用できるような社会を築いていくということで、それに対してテレコムサービス協会加盟の各通信事業者でも、可能な限り協力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

今回のワーキンググループのこれまでの議論の中でも、一部のヒアリングの事業者からは、モバイルについては、競争を通じて十分なカバレッジが建設されているということで、ユニバーサルサービスへのモバイルの指定は、必ずしも必要ではないのではないかというような御意見もあったところではあります。このデジタル田園都市国家構想の中で、誰一人取り残さない形という形になりますと、本当に競争の中で将来にわたっても、エリアの全ての利用者がモバイル技術を利用できるのかということについては、我々としては、必ずしもそこに万全の信頼というか、必ずそこは競争だけで十分だということを申し上げられる状況ではないというふうに考えております。

もちろん、我々テレコムサービス協会の、特に、MVNO、FVNO事業者は、競争をもって国民が本当に必要としているサービスを提供するということが我々のミッションであるというふうにも考えておりますので、まず競争でできるところは競争でやるということかと思っておりますが、競争が成立し得ないような一部の世帯であったり、そういったルールあるエリアの部分というところで、誰一人取り残さないというような形を保証していかなければならないとするのであれば、やはりその段階でモバイルサービスについても、国民に不可欠なサービスであるとして、ユニバーサルサービスに適用するということが検討可能になるのではないかというふうに考えているところであります。

お答えになっているか分かりませんが、以上となります。

【春日構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。春日構成員、いかがでしょうか。

【春日構成員】 お考えはよく分かりました。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、すみません、私から1点、立石さんにお伺いしたいんですけども、こちら確認になりますけれども、本日の御発表の中で、5ページあるいは6ページの中に、非居住地域における通信インフラも重要であるという御主張がございました。私も重要であるという点では全く同感でありまして、スライドの中にありますように、農林水産業等においても通信インフラが利用されているという状況にもなっております。

次のページに国防のこともちょっと触れられているんですけども、確認させていただきたいのは、これらについてもユニバーサルサービスとして整備すべきだという御主張なのか、それとも通信インフラが重要であるということの御主張なのか、どちらと理解したらよろしいのでしょうか。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長）】 もちろんこれは全部ということではなくて、非居住地域では、基本的にはユニバーサルというのは人間が住んでいるところとなるんですが、1つの懸念としては、今どんどん、このユニバーサルにしろ、他の検討会のところでも語られている、人がいなくなるからもうやらないみたいな、今、人が残っているだけけれども、人口減少において、今後、非居住地域になるかもしれないから、もう投資はしないみたいな話がちょろっと出ていますので、まずは、今、一人とは言わないんですけども、やっぱり人が住んでいるところというのがまず前提条件だけれども、それが後々、近い将来であっても、非居住地域、居住地域になろうとしているところも含めてほしいという願いが1点あるということと、それから、非居住地域なんだけれども、今後、人が住む可能性があるエリアが少なからずありまして、例えば、田んぼをやりたいのでそこに住みたいんだけど、通信がない、電気がない。なのでそこには行けないんだみたいな可能性を残しているエリアがあるんです。それがすごく離れていて、何十キロも離れていてということではないんですけど、例えば、5Gのアンテナは、御存じのように、アンテナの下までは光ファイバが必要ですので、例えばそういうところで、近くに他に共用するものがある、あるいは、今、コミュニティFMなども結構地方では、またもう1回復活といいますか、再燃しているんですけども、そういうものと共用することでできるようなところに関して、できるのであればユニバーサルサービスの対象とするということ、多分、そんなに多くないと思うんですけども、今、人がいないからということだけで判断するのではなくて、今後そういうふうになるということも

含めてお考えいただきたいなということで、原則としては、今、誰も住んでいないところに全部ユニバーサルサービスにしろというつもりで書いているわけではございませんので、先生がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。明確になりましたので、ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

もし御質問あるいは確認したい点がございましたら、最後に時間が取ればというふうに思っておりますので、そのときにでもまた御発言をいただければというふうに思います。

それでは、取りあえずは、お二方の発表につきまして、これで終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

本日は、今後の検討に当たりまして、事務局から、主要な論点について御説明をいただき、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。主な検討が2つの資料にわたって示されておりますので、まずは、最初の資料5-3「ワイヤレス固定サービスに関する検討課題」、こちらについて御説明をいただきまして、意見交換の時間を取りたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 総務省事業政策課の柳迫です。

それでは、資料5-3、ワイヤレス固定サービスに関する検討課題について御説明します。

資料を1枚お開きいただきまして、1ページ目が、ワイヤレス固定サービスの概要でございます。

ワイヤレス固定サービスは、無線回線を用いて提供される固定通信サービスでございます。サービスとしては、ワイヤレス固定電話とワイヤレス固定ブロードバンドの2種類が考えられます。

また、このワイヤレス固定サービスにつきましては、モバイルサービスを提供する無線回線と共用する「共用型」と、専用の無線回線を設置する「専用型」に分類することができようかと考えてございます。

2ページを御覧ください。

今後のワイヤレス固定サービスの扱いについて検討課題を示したものでございます。

最初に、検討課題の1-1は、第一号基礎的電気通信役務である電話のユニバーサルサービスについて、NTT東西のワイヤレス固定電話の緩和をどう考えるかというものでございます。

ワイヤレス固定電話につきましては、モバイル網を活用する、いわゆる共用型でございます。これをNTT東西が提供しようとする場合、NTT法上はNTT東西の本来業務は、自己設備を設置して行うことが必要となっております。そのため、この共用型は、MNOの設備ということで、他者設備を利用する必要があるため、これまで提供ができなかったところですが、令和2年のNTT法改正で、自己設備設置要件の例外としまして、不採算地域等でNTT東西がワイヤレス固定電話の提供が可能となりました。

ただし、ワイヤレス固定電話は不採算地域等に限定されていまして、検討の視点にもございますとおり、今後、2035年頃にメタル回線の縮退が予定されている中で、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保していくために、NTT東西が提供するワイヤレス固定電話について、引き続き不採算地域等に限定すべきか、それとも緩和すべきかについて御議論いただきたいと思います。

次に、検討課題の1-2は、第二号基礎的電気通信役務であるブロードバンドのユニバーサルサービスについてでございます。

令和5年2月の情報通信審議会の答申を踏まえて、ブロードバンドのユニバーサルサービスは、FTTHとCATV（HFC方式）に加えまして、ワイヤレス固定ブロードバンドの専用型が位置付けられているところでございます。

他方で、同答申では、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型につきましては、1つの基地局で不特定の利用者也カバーするため、通信の品質が安定しない場合があることが課題として想定されるということで、ユニバーサルサービスに位置付けるかどうかは、引き続き検討することとされております。つまり、継続検討になってございますので、今回の本ワーキンググループの議論の場で、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型をユニバーサルサービスに位置付けるかどうか、また、仮に位置付ける場合であっても、一定の限定が必要かどうか、そして、NTT東西がワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を提供する場合には、NTT法の自己設備設置要件が課題となりますので、そこも含めて御議論いただければと思っております。

3ページと4ページは、第1回のユニバーサルサービスワーキンググループでの事務局

資料を参考資料としてつけてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました検討課題の2つについて、意見交換を実施したいと思いますが、それぞれについて、最初は別個に検討していただきたいと思いますが、まず最初に、検討課題1-1、NTT東西のワイヤレス固定電話（共用型）の緩和をどう考えるか、この点につきまして、御出席の構成員の皆様の中で、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

今ちょうどスライドが出ておりますけれども、ポツが2つございまして、ユニバーサルサービスとして位置付けられているけれども、NTT東西に限り、その提供は不採算地域等に限定されているということでもあります。NTT東西について、引き続き不採算地域限定にすべきか、あるいは、エリアを拡大していくかということでもあります。検討の視点が四角の中に示されているとおりでございます。

それでは、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 成城大学の岡田です。

事務局、検討課題の整理をしていただき、ありがとうございます。かなり頭がよく整理される形で検討課題を定義していただいたなというふうに思っております。

まず、検討課題1-1についてということですので、これに限定して意見を述べさせていただきますと思うんですが、メタル回線については、もう既に御承知のように、35年頃に維持限界を迎えるということで、今後どんどん縮退していくということになっている。そういう中で、今、並行して接続料といったことで、どのように算定するかということで検討が進められているところかと思えます。

ワイヤレス固定は、今後、そういう意味では、必然というか、今後利用していかざるを得ないものなのだけれども、同時に、多数の方が利用するようにならないと、なかなかコストが低減していかない、こういう状況にもあるのかなと思いますので、やはり今、この不採算地域に限定という制約がある中で、極めて限定的な利用にとどめられている中であるということを考えると、やはりこの際、この制限を見直して、より幅広く経済性のある地域では、ワイヤレス固定電話を、専用型にとどまらず、共用型も含めて広げていくことが全体の効率化に資すると、こういうことになるのではないかと思います。

最初ということで、ここまでにします。よろしく申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。特にコスト効率性という観点からも、見直して拡大していくべきであろうという御意見でございました。ありがとうございます。

林構成員、続きましてお願いいたします。

【林構成員】 林でございます。

私も先ほどの岡田先生の発言、結論とほぼ同じなんですけれども、2ページのワイヤレス固定電話についても、不採算地域に限定されていることについて、ここに書かれてある検討の視点を踏まえると、やはりサステナブルな制度という観点からも、緩和を認めるべきではないかというふうに思います。私も電話のユニバーサルサービスの制度は、現行のあまねく責務を維持するということと、それから、技術中立性を追求するということとは、決して矛盾するものではないと思っていますので、まず、今回このワイヤレス固定での共用型の緩和ということは、見直して、拡大していくということは、あまねく責務の議論とは別に考えていくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。拡大する、緩和していく方向で進めるべきという御意見でございました。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

私も緩和を支持したいと思って発言を希望いたしました。

ワイヤレス固定電話は自己設置基準の要件の例外として、今までは不採算エリアに限定して認められてきたのですが、提供エリアを現行よりも拡大することを通じてメタル回線の縮退の促進に貢献するという点を勘案すると、2035年の維持限界に向けて、こういったワイヤレス固定電話の提供エリアを拡大するということが、結果的にユニバーサルサービス制度による補填額縮小に貢献することになり得ると思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。これまでと同様に、緩和すべきであるという御意見でございました。

そのほかにいかがでしょうか。

本日は、何か結論をどうしても出すとかということではなくて、皆様のお考え、御意見を広く皆さんの中で共有したいというふうに思っておりますので、その共有のための意見表明をぜひいただければというふうに思っております。

もし追加の御発言がないようでしたら、続いての検討課題 1-2 の方に移りたいと思います。

1-2 ですが、こちらはブロードバンドのユニバーサルサービスとして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を位置付けるかどうかということでございます。同様に2つのポツがございまして、ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を位置付けることをどう考えるだろうか、認める場合であっても、何かしらの制限が必要であるかどうかということが1つ目。

2つ目の点としましては、NTT東西のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供の可否そのものについてどう考えるかということでございます。

検討の視点としては、品質等々の項目がございまして。

こちらにつきまして、構成員の皆様の御意見をいただきたいというふうに思いますが、それでは、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 先ほどの1つ目の検討課題とも関連すると思うんですけども、ベースとしては、広げることがコスト低減に資するという観点からは認めるべきであるということなんですけれども、ただ、先ほどと違うのは、恐らくこれまでの議論でも何度も出てきていますけれども、品質の問題が懸念されているということで、この共用型とか、あるいは専用型とか、こういうものがどういう地域で、どういう状況下で利用されるのか、こういうことに応じて、いろいろ見解が分かれてくるところもあろうかと思えます。

そこで、今、町字単位で新しいユニバーサルサービスの制度の制度設計が進められているところではありますけれども、やはり共用型でこういうものを提供する場合には、それ相応の考慮というか配慮というか、こういうものが、例えば事業者目線から見て、こういう共用型で提供していく場合に、どういうことがボトルネックになるのかとか、どういうところにサービス提供に困難さを感じるのかということ。よくよくそういうことを考慮した上で、どのようなブロードバンドのユニバーサルサービスの建て付けであればこういうものが利用できるようになっていくかということ、その場合の品質の基準をどう設定するかというのは別途大きな問題があると思うんですけども、そのような配慮が必要かなと。恐らく全国一律にこういう制度でこういうふうに提供すればよろしいというような形にはなかなかいかなくて、ケースベースで、こういう地域では、こういう共用型で、こういう提供をすることがあっていいのではないかと。恐らくこれまでの議論でも、0.1%程度ということで、こういうものが考慮されるのは数万世帯ですよ。そういうケースベース

で検討することは必ずしも不可能ではないボリュームではないかなと思います。

そういう町字ごとの特性に応じて、専用型であるとか、共用型であるとかということを経容するような建て付けで、このブロードバンドエリアの制度をつくっていくということは望ましいことではないかと思えますし、また、今後のタイムラインを考えていくと、5年とか、3年後にまた見直しをやるかもしれませんけれども、いずれにしても、節目節目で、そういうことをまた再検討していくことは当然できるわけですから、その都度、こういう新しい枠組みを、今現在、専用型で進められているわけですけれども、そういう節目節目でこういう新しいことをどんどん考えて取り入れていくという姿勢は必要であって、そうでなければ、この激しく変化する技術の中で適切な効率的なネットワークの在り方というものを実現していくことが難しくなる。そういう意味でも、フォワードルッキングにこういう共用型ということを含めて、今後のブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方を考えていくことは必要だろうと。そのための具体的な法律をどう変えるかとか、そういう詳しい話はまたあといろいろ細かな議論があるのかもしれませんが、例えば、自己設備設置要件をどうするのかとか、そういう細かな話はあるかと思いますが、そういうものがあるからできないというのは、ちょっと本末転倒な話のように思えますので、そういうことも含めて検討をぜひ進めていただきたいなというふうに希望しています。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。前向きに検討すべきという御意見でございました。ただし、その際に、品質、あるいは地域の特性、そういったものを考慮すべきであるということでございます。ありがとうございます。

続きまして、林構成員、お願いします。

【林構成員】 林でございます。

検討課題の1、2についてですけれども、最初のポツについては意見がございまして、2つ目のポツについては質問がございまして。

まず、意見ですけれども、私も結論としては、かねてより申し上げますように、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型、これを認めていくべきだというふうに思っています。ただ、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型というのは、先ほどの岡田先生のコメントにもございましたけれども、モバイルを活用するために、品質の問題はどうしても出てまいりますので、都市部等の回線が混雑する場合は、つながりにくいといった問題がこれまでの議論でも示されたところでございます。ですので、そういった回線混雑の問題が

起こりにくいというふうに一般的に考えられます不採算地域など、そういった一定のエリアに限定して認めることを検討してはどうかと思います。これがまず意見でございます。

次に、質問なんですけれども、2つ目のポツで、NTT東西のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供の可否についてどう考えるかということなんですけれども、これについて、今日御出席いただいていますNTT東西さんに質問したいと思うんですけれども、NTT東西がワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を提供するに当たって、これはモバイル網を活用しますので、モバイル事業者の協力も必要だと思うんですけれども、その際に、課題になるようなことがあれば、もし検討しておられましたら、その点について教えていただきたいということと、併せてモバイル事業者様へも質問なんですけれども、今日はドコモさんはいらっしゃらないと思うんですけれども、他のモバイル事業者さんもお聞きしたいんですけれども、NTT東西がワイヤレス固定電話を提供することになった場合に、モバイル事業者として協力するということは可能かどうか、もしかしら検討1-1の質問かもしれませんけれども、併せて御回答いただければなというふうに思います。

すみません。以上です。

【三友主査】 すみません。ちょっと確認なんですけれども、最後の御質問、モバイル事業者さんへの質問は、電話に関してですか。

【林構成員】 そうですね。ワイヤレス固定電話の共用型です。

【三友主査】 分かりました。

【林構成員】 すみません。最初の質問で、そこを質問するのを忘れてしまいまして、併せて、申し訳ございません。

【三友主査】 最初の質問は……。

【林構成員】 これはブロードバンドの方です。

【三友主査】 ブロードバンドの方ですね。

【林構成員】 ええ、これはNTT東西さんに。

【三友主査】 NTT東西さんにはブロードバンドに関して、そして、モバイル事業者さんについては電話に関してということですね。

【林構成員】 ええ。

【三友主査】 はい、分かりました。

それでは、御意見は混雑のないエリアだったということでした。

2つ御質問をいただきまして、まずNTT東西さんに、モバイル事業者に協力を求める際に何か課題はあるかということでございます。これはブロードバンドに関してでございます。いかがでしょうか。どちらからでも結構ですが、御回答いただければと思います。

【日本電信電話株式会社（井上営業企画部門長（東日本電信電話株式会社））】 NTT東日本の井上でございます。林先生、御質問ありがとうございます。

NTT東西がワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を提供する場合の課題について、具体的にこういったサービスを始めようと検討しているわけではないので、技術的な検討が必ずしも進んでいるわけではない点は御容赦いただきたいのですが、仮にワイヤレス固定ブロードバンドの共用型を提供する場合、最終的なユーザへの提供はNTT東西が間に入る必要があるのかどうかは検討の余地があると思っています。仮に、NTT東西が最終提供者として提供する場合には、アフォーダブルな料金で提供するというのがユニバーサルサービスになりますので、MNOの協力が料金的なところも含めてどうやって得られるのかという点は、今後詰めていく必要があると思っています。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

NTT西日本さんはいかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（藤本営業企画部門長（西日本電信電話株式会社））】 NTT西日本の藤本でございます。

NTT西日本としても、今のNTT東日本の意見と同じでございます。

【三友主査】 はい、分かりました。

それでは、続いての質問に移ってよろしいでしょうか。これはモバイル事業者さんに対して、音声の方です、電話の方の共用型についての御質問でございますが、KDDIさんからよろしいでしょうか。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 KDDIです。

我々が協力することについては、やぶさかではないです。ただ、やはりこれはコスト、ユニバーサルサービスですので、コストミニマムになるのであれば無線を活用していただければというふうに思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、ソフトバンクさん、いかがでしょうか。松井さんでしょうか。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 ソフトバンクの山田から回答させていただきます。

【三友主査】 山田さん。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 前提として、現状、NTT東西さんが、この4月1日から、たしかワイヤレス固定電話を提供されると発表されているかと思うんですけども、私どもが提供している「おうちのでんわ」の仕様と、また別の仕様と理解しておりますので、現状、我々が提供しているようなおうちのでんわというのは、今提供されているワイヤレス固定電話の品質要件等を満たしていないと理解しています。したがって、我々が、例えばこのエリアを拡大された、適用エリアが拡大された場合に、ここで参入できるかどうかという、我々のおうちのでんわがそのまま要件を満たすということであれば検討の余地はあるかもしれないんですけども、既に今、4月1日から提供される予定のものと同じの要件ということだと、正直ちょっと厳しいのかなというような感触はあります。

具体的には、NTT東西さんが提供されるワイヤレス固定電話は、音声の品質面であるとか、あと緊急通報もOABJで発信できるといったような、たしか差異があったかと思えます。私どものおうちのでんわについては、緊急通報を発信する場合は携帯番号で発信するといったような仕様もありますので、その辺りの差分がある中で、我々のサービスではないようなものを提供できるかどうかという、結構厳しいかなという感触は受けています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続いて、楽天モバイルさんからも御意見をいただければと思います。

【楽天モバイル株式会社（鴻池渉外統括本部長）】 楽天モバイルの鴻池でございます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 よろしくお願ひします。

【楽天モバイル株式会社（鴻池渉外統括本部長）】 当社といたしましては、NTT東西さんの方から当社に対しまして協力要請があった場合については、協議をさせていただいた上、対応の可否も含めてお話しさせていただく形を取りたいと考えております。

以上になります。

【三友主査】 ありがとうございました。

林先生、いかがでしょうか。

【林構成員】 ありがとうございました。すみません。質問がちょっと錯綜してしまつて、大変失礼いたしました。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 若林です。

私は、検討課題1-2のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の方ですけれども、これまで御発言の先生方と同様、基本的には、広げるという方向で考えてよろしいかと思っております。ただ、やはり品質の点は心配なところもございまして、前回、STNetさんの御発表だったと思いますけれども、四国のような山間部であれば、利用者も全く問題なく使えるでしょうということでしたので、そういう地域には少なくとも解禁してもいいのではないかということですが、そうではない都市部については、やはり利用者の不利益が生じてはいけませんので、その辺りは慎重にすべきかなというふうに思っております。

先ほど岡田先生がおっしゃいましたような、見直しを前提として少しずつ慎重に見極めていくということが必要かなと思っております。

以上です。

【三友主査】 若林構成員、ありがとうございました。前向きに検討すべきという御意見として承りたいと思います。

続きまして、立石さんからお手が挙がっていますけれども、関口構成員を先にお願いたします。

【関口構成員】 関口でございます。

私は、ここについては慎重派です。というのは、これは確かにコスト低減にプラスに働くのは確かなのですが、働き過ぎると、例えば、未提供エリアが極端に小さくなってしまつて、現状の交付金の対象が狭まってしまう危険があります。ただ、ここは技術的に解決可能な方策が検討されるのであれば、この懸念は解消いたします。

ですから、現状そのままブロードバンドのユニバーサルサービスとして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を単純に位置付けてしまうということについては、一定の配慮が必要だという立場でございます。

それから、岡田先生の方から町字単位で個別の判断というようなお話がございましたが、町字での判断は、実はモデルでの判断で、極力そういった地域特性を排除し、物理的に20

万以上存在する町字について判断するということですので、現実的にもそういったことはできず、一律適用になるだろうというふうには思っています。

ただ、この品質要件については、先生方御指摘のように、このブロードバンドのユニバーサルサービスの対象エリアに関して言うと、人口密集エリアということはあまり想定し難いので、品質に関してはさほど心配しなくてもよろしいかと思っっているんですが、制度設計上の配慮についての検討が必要だということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。検討する場合には慎重にという御意見でございました。

それでは、立石さん、お願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（立石副会長）】 手短に。検討課題1-2の方のワイヤレス固定ブロードバンドの共用型の件です。多少上の方とも関係するんですけども、御存じのように、性善説で最初やってきたインターネットなんですけれども、今は性悪説でやるのが前提になってきて、違法有害情報対策などは、もうそういうことでしか動かなくなっているんですけども、利用者の極端な利用方法の1つで相当トラフィックは変わると私は考えております。

少し前も、10年ほど前となりますけれども、P2Pとか、それから、ちょっと前だと仮想通貨のマイニングとか、利用者側はほぼ意図していないんだけど、非常に大きなトラフィックを生んでいる。分かっているけれども、例えば、高画質の動画の視聴とか、もう今や、倍々か、ひょっとすると倍以上ではないかというぐらいで増えているわけなんですけれども、また、インターネットの接続が、今、特にワイヤレスの場合は、先ほども言いました、ほとんどが東京を経由するということが多いということと、全国的な障害にそれがなかなか耐えていけないと、普通の光回線を使ったインターネットに関しては、ADSLでもそうなんですけれども、それほど一極集中は、今どんどん排除する方向で動いてはいるんですけども、ワイヤレスに関しては、どうしても東京に集中する方向が、そこからあまり改善されていないというふうには私は見ているので、それを考えると、先ほどの品質の問題とも関わってはくるんですけど、日本全国、キャリアさんだったりとか、プロバイダーを問わずに、どういうふうにネットワークを構築するかということを考えていかないと、例えば、端末間のスピードは非常に速いんだけど、あるホームページを見るのがめっちゃめっちゃ遅いとか、そういうことが出てくるというふうには思っておりまして、あ

と、さっき利用者の方の話をしたんですけれども、開発する人が実は、日本のインターネットはちょっと特殊な形もあるということで、あまり理解されていなくて、うまく動かないとか、それから、先ほどのように、非常にトラフィックを食ってしまうということなども、過去何度も発生していますので、やること自体、私、そんなに反対はしないんですけれども、その前に、実証実験をやったり、モニターをしたり、ネットワークを考えたり、日本全体のネットワークを考えたりするということをやってからでないと、実際、動かしてみただけでも全然使えないということが発生しかねないというふうに考えていますので、その辺は慎重に御議論いただけたらなと思います。

以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございました。トラフィックあるいはネットワークの視点から、慎重に検討すべきという御意見でございました。

今、お手が挙がっていらっしゃる方は、もう他にいらっしゃるんですけれども、よろしいでしょうか。オブザーバの方からでも結構ですが。

もしよろしければ、一旦ここでのこの2つの検討課題につきましては終了とさせていただきますまして、次の……。

【一般社団法人テレコムサービス協会（佐々木MVNO委員長）】 すみません。テレコムサービス協会の佐々木ですけれども、よろしければ、発言の機会をいただけますでしょうか。

【三友主査】 分かりました。はい。では、よろしく願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会（佐々木MVNO委員長）】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

検討課題1-2について、少しコメントさせていただければというふうに思っております。

現在、NTT東西の提供しております、いわゆるFTHのサービスについては、ISPの部分はNTT東西さんは御提供できないということで、FVNOであったりとか、ISPというところが別な契約であったり、また、光コラボレーションモデルによって一体的な契約でということで、利用者の方に提供しているという状況になっているかなというふうに思っております。

今回、この検討課題1-2について、直接、これの賛否ということではないんですけれども、仮にこのワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がNTT東西の提供について可

であるというふうになった場合のインターネット接続の部分の提供を、こういった形態でやる形になるのかというのは、1つ検討の課題として考えられるのかなというふうに思っております。コメントをさせていただきます。

実態としては、ユニバーサルサービスに閉じた話なのか、あるいは、ISPのところも含めて公正競争は、うちの方でも、いわゆる本来業務のところの拡大も課題に挙がっているところではありますので、いつほど、もしかすると連携をして検討いただくということかもしれないですけども、このISP部分の提供につきましては、テレコムサービス協会に加盟しております各事業者さん、また、本日のオブザーバとして御参加いただいておりますJAIPAさん加盟の各事業者にとっても非常に大きな影響があるところかなと思いますので、今後の検討に際しては、ぜひとも御留意いただきたいというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

それでは、このワイヤレス固定に関する議論はここまでとさせていただきます。次の課題、ユニバーサルサービス責務に関する検討課題に移りたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 資料5-4、ユニバーサルサービス責務に関する検討課題について御説明します。

1ページを御覧ください。

このページでは、ユニバーサルサービス責務のうち、「あまねく提供責務」と「最終保障提供責務」の違いについて御紹介したいと思います。

分かりやすく絵を入れておまして、Z村というところがございます。その中で、固定電話や固定ブロードバンドを提供する事業者である事業者Aの業務区域、これがZ村でございます。この黄色の楕円部分が、実際にそのサービスの提供エリアということになりまして、世帯①は提供エリアですが、世帯②は提供エリア外になっています。

この場合に、事業者Bがユニバーサルサービス責務について、あまねく提供責務を負う場合と、最終保障提供責務を負う場合で、こういった違いがあるかということをもとめてございます。

あまねく提供責務を負う場合は、責務事業者Bは、事業者Aが提供する世帯①に加えて、事業者Aの提供しない世帯②の両方について責務を負うということになります。

他方で、最終保障提供責務を負う場合は、責務事業者Bは、事業者Aが提供する世帯①については、要望されても責務を負わないのですが、事業者Aが提供していない世帯②のみ責務を負うということになります。

これが前提で、2ページ以降の検討課題について御紹介したいと思います。

2ページを御覧ください。

検討課題2-1が、最終保障提供責務は、どのような場合に生じるかというものでございまして、㊦から㊧の事例ごとに分けてございます。

事業者Aは、右下にございますように、基礎的電気通信役務を提供する事業者でございまして、この基礎的電気通信役務を提供する事業者一般に適用される規律として、電気通信事業法第25条で、正当な理由がある場合を除いて、業務区域内の役務提供義務がございまして、

ただし、この業務区域の設定は、電気通信事業法上、自由でございまして、業務区域を拡大したい場合は変更登録、縮小したい場合は事後届出という形で処理できます。

この場合、事業者AがZ市を業務区域としておりまして、㊦のケースですと、この市街地近傍である世帯①を誰が担うのか、また、㊧のケースでは、山間部である世帯②を誰が担うのかというところございまして、検討の視点では、「正当な理由」への該当性等々を書いてございます。

次の3ページに参照条文を載せていますが、電気通信事業法第25条第1項が電話のユニバーサルサービスの役務提供義務、2項がブロードバンドのユニバーサルサービスの役務提供義務でございまして、正当な理由をどういうふうに解釈するかというところで、点線四角囲いの中に逐条解説を抜粋してございます。

正当な理由につきましては、正常な企業努力にもかかわらず、需要に対して速やかに応答することができない場合等ということを示してございます。

これらに照らして判断することになるのですが、2ページに戻りまして、事業者Aの業務区域であるZ市の世帯①、世帯②につきまして、正当な理由があるかどうかについて、仮に正当な理由が事業者Aにあるということであれば役務提供義務は発生しませんので、この場合は、責務事業者Bが最終保障提供責務を負うということになりまして、正当な理由に該当しない場合は、事業者Aが役務提供義務を負って、責務事業者Bは最終保障提供責務が生じないということになります。

㊧のケースにつきましては、今度は世帯③が事業者Aの業務区域外であるY市にある場

合でございます。

電気通信事業法上は、業務区域の設定は自由でございますので、そういった中で、Z市で事業を展開する事業者Aに、Y市まで役務提供義務を担わせるべきと考えるのか、それとも、そこはやはり責務事業者Bが最終保障提供義務を負うのか、こういったところにつきまして、先生方に御議論いただければと思っております。

4ページを御覧ください。

検討課題2-2が、電話のユニバーサルサービス義務は、引き続き「あまねく提供義務」とするかでございます。

こちらにつきましては、最初のポツにございますとおり、引き続き「あまねく提供義務」とするか、それとも「最終保障提供義務」に見直すかということでございます。

2つ目のポツで、仮に「最終保障提供義務」に見直す場合、最終保障提供義務を負わない地域について、NTT東西が「業務区域としない」とすることを認めるかというところでございます。

5ページを御覧いただきまして、業務区域につきましては、NTT法第2条第3項の条文を抜粋してございまして、NTT東西につきましては、それぞれ東日本地域、西日本地域の都道府県で業務区域が定められているところでございます。

6ページを御覧ください。

検討課題2-3が、ブロードバンドのユニバーサルサービス義務は、最終保障提供義務でよいかということでございます。

こちらにつきましては、電話の方はもともとNTTの独占から始まったというところで、「あまねく提供義務」が課されてございませうけれども、ブロードバンドにつきましては競争的に提供され、前提条件が違うというところで、これまでの議論でも最終保障提供義務を前提に議論していただいたところではございませうけれども、改めて最終保障提供義務とする方向でよいか御議論いただければと思います。

また、仮にNTT東西が最終保障提供義務を担う場合に、他事業者がサービスを提供している区域で、最終保障提供義務を負わない地域があった場合に、そこをNTT東西が業務区域としないことについて、どう考えるかと検討課題を示してございませうので、こちらにつきましても先生方に御議論いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

【三友主査】 御説明ありがとうございました。なかなか複雑なパズルでございまして、

すぐに理解しにくいところもあるんですけども、検討課題を3つに分けていただきまして、検討課題2-1は電話あるいはブロードバンドに共通な理念といたしますか、どのような場合に最終保障提供責務が生じるかということでございます。検討課題2-2につきましては電話、検討課題2-3についてはブロードバンドでございます。

課題ごとにそれぞれ検討を進めていきたいと思っておりますけれども、まず最初の検討課題2-1、最終保障提供責務はどのような場合に生じるかということにつきまして、まずは構成員の皆様から御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 検討課題2-1ですけれども、3ページで紹介されています電気通信事業法の逐条解説ですけれども、これを読むと、「正常な企業努力にもかかわらず、需要に対して速やかに応ずることができない場合」というのは、読み方によっては、これは非常に曖昧に書いてあるように思われまして、これだと、例えば収支相償しないと提供することが現実的に難しいとか、あるいは、収支相償しても事業効率上、提供することをためらうといったような場合も、これは読み方かもしれませんけれども、正当な理由があるとも読めなくもないわけで、それは行き過ぎだろうと思えます。

そこで、正当な理由の拡大解釈を許さないという見地からも、この規定の明確性、あるいはサービス提供の予見可能性という点からも、このワーキンググループ等で、ある程度、正当な理由の相場感を共有した上で、将来的には、例えばガイドライン等で明確化するなどして、解釈上の明確性を図る、あるいは解釈上の歯止めをあらかじめ考えておくべきではないかというふうに思います。これは意見です。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだというふうに私も思います。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 春日です。事務局さんには、模式化した形で非常に分かりやすい図を提供いただきまして、ありがとうございます。

最初の、検討課題2-1というところなんですけれども、最終的には全ての対象世帯に対してサービスが提供できるということを目的にできればいいかなと根本的には思っていますので、その観点で考えてみたいと思います。

資料中の絵では、Z市の中で業務を担っているため、世帯①と世帯②についてはサービ

スが提供できる形になっている一方で、世帯③についてまで、普通の一般の事業者さんに対して、最終保障提供責務みたいなものを負わせるというのは、ちょっと行き過ぎといたしますか、少し義務を課し過ぎのような印象を持ちました。

特に、事業法などでも、これは2回目・3回目のときも話題になりましたけれども、参入・退出の自由が事業法上も認められていることになっておりますし、特別な責務を負う場合を除いては、一事業者さんに対して業務区域外での役務提供を義務付けるというのは、ちょっと適当ではないのかなというふうな印象を持ちました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。③までというのは、ちょっとやり過ぎだろうという御意見でございました。

そのほか、いかがでしょうか。オブザーバの方からでも結構でございます。もし何かございましたら、お願いいたします。

それでは、具体的には、次の検討課題の方が、どちらかという議論がしやすいのかもしれないので、続きまして、検討課題2-2の方に移りたいと思います。

KDDIさん、岸田さんでしょうか、山本さんでしょうか、発言をとということを伺いました。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 KDDI、岸田です。ありがとうございます。

この検討課題2-1、検討課題2-2にかかわらずなんですが、特に電話、検討課題2-1の方かもしれません、電話の方なんですけれども、今の電話のユニバーサルサービスというところと言うと、今、役務の提供を受けられているユーザさんがいらっしゃるって、この方の通信をどう保障していくかという観点から言うと、責務というときの議論のときに、あまねくかどうかはさておいて、最後、撤退しないというところをどう担保するかが大事なポイントだと思っております、あまねくという責務とはまたちょっと違うと思うんですが、特にNTTさんの、今のところ、全世帯カバーされているので、ここから撤退されるということがあると、その方の通信が確保されないところがありますので、このポイントは押さえて議論していただいた方がいいのかなというふうに思っていますので、1点述べさせていただきます。

ちょっと山本から補足いたします。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDIの山本です。追加で御質問の意味も含めてコメントさせていただきます。

このスライドの1とスライドの2のところ、電話とブロードバンドと切り分けていなくて場合分けされていますので、やや理解が難しいので、できれば、電話の場合とブロードバンドの場合で、あまねくと、最終保障提供責務との関係を整理いただいた方が議論が分かりやすいのかなと思いましたというのが1つです。

それからもう1つ、ちょっと気になりましたのが、スライドの4の検討課題2-2の2つ目のポチ、これはNTT東西さんが仮に最終保障提供責務を負わない地域について、NTT東西さんが業務区域としないことを認めるか、これが電話の場合。多分、全く同じ視点なのがスライドの6だと思います。こちらはブロードバンドについて、同じような論点で、NTT東西さんが最終保障提供責任を負わない地域について、業務区域としないことについてどう考えるか。

これの質問の意味合いを確認したかったんですが、最終保障提供責務を負わない地域というのは、多分、他社が提供されているという前提だと一応理解しています。ただ、そのときに、これまでも議論しましたように、既に提供している事業者が、例えば、地方も、経営基盤がなかなか厳しい小さい事業者さんが今提供している場合で、今後その提供が難しくなった場合のラストリゾートの本当の意味での最終的にNTT東西さんが責務を負うといった場合に、NTT東西さんが業務区域としないとしてしまったときに、本当にそれが可能なのか、業務区域ではないけれども、ラストリゾートを負うということが、これはあり得るのか、その辺の前提がよく分からないので、何となく議論がよく分からないというところの質問でございます。これは事務局さんへの質問でございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

質問ということでございますので、事務局、回答をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 ありがとうございます。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、ここで言う最終保障提供責務を負わない地域というのは、あくまで他事業者が基礎的電気通信役務を提供している地域では、最終保障提供責務が直接発生しないという意味でありまして、提供している他事業者が存在しなくなった場合は、その地域で最終保障提供責務を負うこととなります。要するに、他事業者が撤退すれば、当然その地域は最終保障提供地域になりますので、業務区域としていなくても、業務区域に変更して最終保障提供責務を負うこととなります。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

山本さん、よろしいですか。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 柳迫さん、ありがとうございました。

つまり、それは、今の御説明からすると、この最終保障提供責務を担うということは、NTT東西さんが業務区域とするしないにかかわらず、最終保障提供責務を負うというふうな解釈だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 他にサービスを提供する事業者がいなくなれば、最終保障提供責務を負うということでございます。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 それであれば趣旨はよく分かりました。その旨、何かもう少し言葉を足していただけると、理解しやすいかなと思いました。

以上です。

【柳迫事業政策課調査官】 そうですね。ありがとうございます

【三友主査】 ありがとうございました。

実は私もあまりよく分からなかったところでもありましたので、クリアにさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、長田構成員、今のところで御質問ということでもよろしいでしょうか。

【長田構成員】 ちょっと確認したい……。

【三友主査】 はい、どうぞ。お願いします。

【長田構成員】 私、技術のことがよく分からないからなんですけれども、他事業者さんがいたけれども撤退することになりました。そのときにはNTTの業務区域でなかった場合には、すぐに通信を、NTTさんがすぐ確立することができるという、いつも準備しているという感じで理解していいのでしょうか。急に事業者さんが撤退してしまった場合に、一定期間、通信が使えないとかというようなことになることもあり得ることなのか、すみません、素人なのでよく分からなかったです。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局から御回答いただきたいと思いますが。

【柳迫事業政策課調査官】 先ほどの資料の3ページをお開きいただきまして、制度上、業務区域を拡大する場合は、まず、行政上の手続として変更登録を受ける必要がありますので、変更登録の手続期間中は、サービスの空白期間がそこで生じる可能性はあります。

実際に、業務区域でなくなった場合、最終保障提供責務の履行に備えて、責務事業者が役務提供の準備をするかどうかというのは、責務事業者の準備の話になろうかと思っています。

【三友主査】 実質的には、こういうことが起こった場合に、そのところでインターバルが生じるということというふうに私も理解いたしましたけれども、長田さん、よろしいですか。

【長田構成員】 理解はしましたけれども、それはとても困るなというふうに思いました。

【三友主査】 おっしゃるとおりだと思います。あくまでもこれは仮想的な世界での議論というふうに考えていただければとは思いますが、現実にはまさにそういうことだと思います。

続きまして、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

あまねく責務なのか、最終保障提供責務なのかという議論については、今の他社が退出したときに、業務区域とNTTさんがしていなくても責務を負うということは十分理解しました。

もう一方、あまねく責務と最終保障提供責務との違いと言えば、他事業者さんが提供されているお客様で、その方がNTTさんの電話を希望された場合には、あまねく責務の場合は、そこには多分応じなければいけないと思うんですね。最終保障提供責務の場合には、他社さんが提供されている範囲においては、NTTさんはその他事業者さんの電話を使ってくださいねと言ってよいというふうに私は理解いたしました。

そう考えたときに、第2回のNTTさんのプレゼン資料の4ページ目で、電話+メッセージというものと、それから、ブロードバンドのサービス提供についての説明が、4枚目、これです。ここの左側のところが、検討課題2-2の議論に該当するところですが、NTTさんの御提案でいうと、この未提供エリアでも最終保障義務を課するというふうに、あまねく提供責務の言葉を避けていらっしゃるんですが、その意図について、ちょっと補足説明をいただければと存じます。

ここはあえて、あまねく提供責務としないで、この提供は免れるとお考えなのかどうか、そもそもモバイルがここにも入っているので、そこも含めての御説明を頂戴できれば幸いです。

【三友主査】 分かりました。NTTさん、お願いできればと思いますけれども、どなたか御回答いただければと思いますが。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 NTTの城所でございます。関口先生、御質問ありがとうございます。

第2回の当社プレゼン資料の4ページ目の電話+メッセージについてですが、提供済みエリアと未提供エリアを分けた方が分かりやすくなると思います、こういった表現にしています。特に未提供エリアについては、これから無線も含めて活用して広げていかなければいけないと思います。ここはまさにモバイル事業者とNTT東西それぞれがしっかりとやっていくということを前提として記載させていただいているということでございます。

例えば、利用者の方から見て、いろいろなサービスが選べるというのがベストな状況であることは疑いようもないことだと思いますが、一方で、全体のコスト効率や効率性を考えたときに、どこまで重畳してサービスを提供するかは、全体を見ながら慎重な議論が必要だと思っていますので、そこも含めて、今後しっかりと議論をしていく課題かと考えてございます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

関口先生、いかがですか。

【関口構成員】 もう1点確認させてください。この絵の場合には、MNOも提供事業者の場合には退出規制、それから未提供エリアの場合には最終保障提供責務を課していくと理解をするということでしょうか。

現状では、MNOさんについては、退出規制がかかっている会社がないわけですが、ワイヤレス固定の専用型、もしくは、将来設計の中で共用型を想定したときに、そのようにMNOさんがNTT東西さんとコラボなのか、協力なのか、提携をして電話サービスを行うといったときには、MNOにも、こういった退出規制や最終保障提供責務がかかるか、NTTさんに協力した会社はそういった制約がかかるのかどうかについても教えていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

【三友主査】 いかがでしょうか。城所さん。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 NTT、城所です。御質問ありがとうございます。

仮に、NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合は、自社で基地局を設置するの

ではなく、MNOに設備を含めて協力をいただくことになると思います。その協力がないとサービスが提供できないと思いますので、しっかりと継続的に協力いただける仕組みが前提になると考えています。

以上です。

【関口構成員】 どうもありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

今、若干時間が押しているんですけども、ここでの、それぞれ検討課題2-1から検討課題2-3までございますけれども、検討課題2-1、検討課題2-2、検討課題2-3というのは、これ、それぞれ関連しておりますので、全体を通じて御意見をいただければというふうに思います。この後、林先生の御発表もございますので、全体を通して御意見があれば、いただければと思います。

ソフトバンクの山田さん、お願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 すみません。お時間ない中、ありがとうございます。簡潔に説明いたします。

私ども、当面、最終保障提供責務でよいかと考える一方で、これ、提案募集のときにも我々から申し上げたんですけども、やはりあまねく責務に可能な限り近い制度設計を、私は目指すべきではないかなというふうに考えております。

やはりそれは、もともとNTTさんにこのような期待があるのは、線路敷設基盤等を全国的に有しているというところと、あと、最終保障提供責務とした場合に、理論上、他の事業者が提供している地域は撤退が可能になるんですけども、先ほどもありましたような、もう片方の事業者が撤退した場合の空白期間が生じるというおそれがあったりであるとか、また、NTTさんの設備は、エンドユーザのみならず、私ども携帯事業者であるとか、そういったサービスにも用いられているところがございますので、最終保障提供責務と言った場合に、理論上、撤退が可能になってしまうと。ここの部分は撤退、今、敷かれているものが撤退できないような制度設計は少なくとも必要なのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 度々すみません。今のソフトバンクさんの御意見と同じようなことに

なると思うんですけれども、電話の場合は、今はあまねく責務がかかっている、ずっと使わせていただいている国民に対して、突然これが最終保障提供責務になって、ここは業務区域ではありませんみたいなことになってしまうことがもしあり得るとしたら、非常に混乱すると思うので、電話の方に関しては、あまねく責務をそのまま継続していただきたいなというふうに思っています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

私の整理が不十分で、ちょっと時間が超過してしまいました。もし追加の御質問、あるいは御確認がありましたら、事務局の方にお願ひできればと思いますが、今お手を挙げていただいている方だけで一応止めたいと思いますが、春日構成員、最後にお願ひいたします。

【春日構成員】 すみません。蛇足になるかもしれませんが、一番最後の6ページのところなんですけれども、最終保障提供責務を課するという形にする場合でも、業務区域としないということにしてしまうと、先ほど長田委員からも質問がありましたとおり、またそれを元に戻して提供するということになってしまうと二度手間です時間を要することになるおそれがありますので、そもそも業務区域としないということ自体を見直して、やっぱりNTTさんの業務区域としておく。それで何か必要があった場合には、ラストリゾートの責務を果たせるという形にしておくのも一案ではないかと思いましたが、一言付け加えさせていただきます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。確かに空白ができるというのは非常に問題だというふうに思いますので、様々な想定が考えられますけれども、空白が生じないような形での制度設計というのはどういうものかということ、もう一度考えてみたいというふうに思います。

それでは、すみませんけれども、この議論を一旦終わりとさせていただきます、本日は、林構成員から御発表いただきたいと思ひます。「通信事業におけるユニバーサルサービスの基本的考え方」について、御発表をお願いします。

林先生、準備ができましたら、お願ひいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林と申します。経済法、公益事業法を研究しております。

私からは、「通信事業におけるユニバーサルサービスの基本的考え方」について、プレゼンテーションさせていただければと思います。

1 ページにお進みください。

本日の目次でございます。

2 ページにお進みください。

ここでは、国が確保すべき事項として、①のナショナルミニマムとしてのサービスのあまねく提供と、②の設備・サービスの高度化・多様化に分けて述べています。

①の実現は、ユニバーサルサービス政策で、本日の議題でございます。

②の実現は、競争政策で実現すべきものというふうに書きましたが、これは3月14日の公正競争ワーキンググループで述べたことでございます。3月14日の公正競争ワーキンググループでは、設備競争に一定の限界がある中で、ネットワークの高度化によって利用者の利益を増進するためには、NTTを特殊会社として保有する線路敷設基盤を有効活用して設備の高度化をして、その上で高度で多様なサービスの提供を図る役割を担ってもらうことが必要だというふうにプレゼンしました。

このことはユニバーサルサービスの責務と切り離して考えるべきでして、だからこそ公正競争ワーキンググループの方で述べたわけですけれども、サービスの高度化とか多様化というのは、競争によって実現、促進されるべきもので、そのようなサービス競争が十全に発揮されるためには、線路敷設基盤に載っている設備の高度化によって実現していくことが望ましいと思っています。設備の高度化というのは、例えば10ギガの光回線にするとか、WDMで波長分割できるようにするといったことです。

ただ、本日はその話でありませんので、①の話、すなわち線路敷設基盤というものが新たに敷設困難という意味で、特別な資産であって、電気通信役務が設備によって提供されるものであるという特質から、設備を敷設するための線路敷設基盤というのは、電気通信事業の不可欠基盤であって、ナショナルミニマムとしてのユニバーサルサービスを提供する上でも、線路敷設基盤と、その上に設置された設備が必要であるというのは当然でございます。この光ファイバというのは、ラストワンマイルとしても、ワイヤレス固定ブロードバンドのエントランス回線としても必要になってまいります。

3 ページにお進みください。

ナショナルミニマムをいかに確保していくかについてですが、一般論として、民間事業者というのは競争状況の中で事業の採算性を高めるために、不採算地域を業務区域外とす

ることが効果的でございます。これは通信だけではなくて、鉄道のような他の公益事業分野でも理屈は同じでございます。このため事業者の合理的な経営判断に委ねては、経営判断としてももちろん合理的なんですけれども、ただ、そうなると、不採算地域の展開という意味では期待しにくいわけです。ですので、不採算地域の役務提供の促進のためには、事業者負担の軽減が必要です。そこで、そのインフラの整備維持にかかる費用を支援する制度、例えば補助金であるとか、ユニバーサルサービスの交付金を設けて、手を挙げた人を支援して不採算地域への展開を支援する任意の仕組みが有効であります。

しかし、任意の仕組みは限界があるのもまた事実でありまして、手を挙げる人がいない事態を回避できない。不採算地域の展開を確実に保障することができないわけです。

そこで、特定の事業者に対して、不採算地域への展開とか、縮退防止を義務付ける。ある意味の、ある種の強制的な仕組みもまた必要になってくると考えます。

4ページにお進みください。

不採算地域の展開には、サービスを提供するためのラストワンマイルの設備が必要です。また、設備の設置には線路敷設基盤が必要であることも御案内のとおりです。

また、先ほど申しましたように、既整備地域からの縮退防止が必要であることを考えますと、不採算地域への展開というのは、設備や線路敷設基盤を自己設置して安定的に利用できるものに義務付けることが必要です。

その候補としては、NTT東西、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者が考えられます。ただ、いずれの事業者も、全ての設備とか線路敷設基盤は自己設置できているわけではありません。そこで、電力事業者とかケーブルテレビ事業者については、ここに書きました3点の理由を踏まえると、不採算地域への展開・縮退防止の義務付けまでを求めるのは現実的ではないと思っています。

理由の1点目は、これらの事業者は、安定的な不採算地域への展開を期待することが難しいという点。

2点目は、地域限定でサービスを提供する小規模事業者が多くて、現実問題として経営的にも厳しいという点。

3点目は、退出規制というのは、地域における設備投資インセンティブが阻害されるという点です。

5ページにお進みください。

他方で、NTT東西さんは、不採算地域の展開を義務付けることが適当ではないかと思

っています。

これも理由としては3点ございまして、1点目は、NTT東西さんは、自ら保有する線路敷設基盤と、既に借りている電力柱を併せて活用すれば、不採算地域への展開が相対的に容易ではないかという点。

2点目は、NTT東西さんは、これまで電話のあまねく提供責務が課されておりましたし、過去数十年にわたって線路敷設基盤を活用して不採算地域をカバーしてきた実績があるという点。

3点目は、不採算地域への展開というのは、もちろんその地域ごとに最も効率的なものに課するという考え方もありますし、本ワーキンググループとか、あるいは親会でそういった意見が述べられたこともございます。これは非常に傾聴すべき考え方で、その考え方自体に私も反対しているわけではありませんが、ただ、現実問題として、誰が最も効率的なものなのかの判断には、多くの時間とか行政コストを要するということが容易に想定されまして、そういった判断に多大な時間とかコストを費やしている間に、不採算地域の住民がユニバーサルサービスを利用できない状態が継続するということになれば、それは元も子もないわけで、そのことを私は恐れております。

これらの点を踏まえると、効率性という視点はとても大事ですけれども、それに加えて、利用者利便を併せて考慮した判断がどうしても必要になりますので、不採算地域への展開を義務付けられるもの、言い換えれば、最終保障提供責務を担う者は、現実的にはNTT東西さんを特定した上で、その地域の近傍に展開する他事業者さん、例えば、電力系事業者さんとか、ケーブルテレビ事業者さんに対して、NTT東西さんによる効率的な義務の履行を確保するために、当該義務の履行に協力する義務を課することが適当ではないかと思えます。

もちろんNTT東西さんにラストリゾート義務を課したからといって、他の事業者さんが我関せずということになっては困るので、お互い不採算地域のユニバーサルサービスの維持に向けて協力してもらわないと困る、こういう趣旨であります。

6ページ目にお進みください。

ワイヤレスサービスについてのMNOの役割なんですけれども、MNO基地局は、移動範囲でのエリアカバーを目的に設置されているものであって、移動範囲の各スポットにおける確実な利用保障を目的に設置されるものではないという点。それから、MNOの提供するワイヤレスサービスは、モバイルサービスの提供用に設置される基地局をあくまで

「可能な範囲」で活用して提供されるものであるという点に留意が必要です。

このことから、モバイルサービスのエリア内かエリア外かにかかわらず、MNOに対してワイヤレスサービスの提供を保障するために必要な基地局を設置させて、世帯カバーを義務付けるといったことは適当ではないというふうに思っています。

ただ、ユニバーサルサービスとしてモバイル網を活用するなという趣旨では全くありませんで、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型については、先ほど申しましたように、不採算地域などに、一定のエリアに限定して認めるべきだと思いますし、また、電話のユニバーサルサービスも、現行のあまねく責務を維持したとしても、技術中立性を追求するというのも追求されるべきで、その2つは決して矛盾するものではないと思っています。

また、MNOはユニバーサルサービスに関係ないかという点、これもまたそうではありませんで、先ほど、電力系事業者やケーブルテレビ事業者に申したものと同様に、NTT東西による効率的な義務の履行を確保するために、NTT東西の義務の履行に協力する義務をMNOに対して課すことが適当だと思っています。

7ページにお進みください。

現行の電気通信事業法の第25条です。これは先ほど事務局の説明資料にもありましたけれども、基礎的電気通信役務、つまり、ユニバーサルサービスを提供する事業者は、正当な理由がない限り、業務区域内での役務提供義務を負うこととされています。これは制度の1階部分です。

また、適格電気通信事業者というのは、手挙げによって指定を受けて、交付金の交付を受けるものでして、これは制度の2階部分です。ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、適格電気通信事業者はまだ指定されていませんけれども、これについてどういった義務を課すのかというのは、今後、議論が必要になってくるだろうというふうに思います。

その上で3つ目のポツ、これは制度の3階部分ですけれども、これはNTT東西さんに担っていただく最終保障提供責務についてですけれども、これはブロードバンドのユニバーサルサービスを念頭に置いていますけれども、その制度の1階部分である基礎的電気通信役務を提供する事業者の義務であるとか、2階部分の適格電気通信事業者の義務の関係を整理した上で、これらの事業者の義務の履行によってもカバーされない地域について責務を負うということを基本にすることが適当だと思っています。そういう意味では、制度の1階、2階、3階を意識した規律を考えるべきかなというふうに思っています。

なお、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のためには、NTT東西の線路敷設基盤の保持・有効活用が必要であって、原則として自己設置要件を維持することと併せて、重要設備譲渡の認可の対象に線路敷設基盤を追加することも必要だと思っています。これをどの法律で規定するかというのは今後の議論だと思います。

8ページにお進みください。

最後に、強調したいことをまとめました。いろいろ書いていますけれども、要は、最後のポツにありますように、ユニバーサルサービスの議論というのは、これまでの議論に参加する中で、どうも提供側の論理、事業者の論理が前面に出てきているように感じます。NTTさんのコスト負担の在り方をどうするかという議論もそうですし、競合他社さんの議論も、ややもすると、追加の負担を負いたくないという本音が、時々かいま見えているようにも感じます。ユニバーサルサービスの提供側の論理ではなくて、利用する側あるいはサービスを楽しむ側のユニバーサルサービスの権利というか、権利という言い方が厳し過ぎると、利益としても捉え直す必要があるのではないかと考えています。

そういう意味では、私は、ユニバーサルサービスの議論は、国民的コンセンサスをしっかり踏まえて行うべきだというふうに考えています。

9ページ目です。

と申しますのも、情報の自由な流通は、単に「経済政策的理由」から円滑になされることを確保すればよいというものではなくて、受発信の自由とか、利便性は、個人の自己実現のために不可欠でありますし、また、民主主義の要請としても、ちょっと大上段な議論ですけれども、国民各人の意思決定に必要な情報が十分に国民各層に流通されて初めて主権者たる国民の民意は正統に反映されるものですので、ユニバーサルサービスというのは、そうした情報の受発信の基底をなすものですから、その意味でユニバーサルサービスというのは、NTT法の在り方をめぐる諸論点のうちで最も国民生活に直結する可能性があるというふうに思っています。

そういう意味では、10ページ目ですけれども、ユニバーサルサービスの議論というのは、単に誰がどれだけのコストを負担するかという問題に矮小化されるべきものではなくて、国民・利用者によるユニバーサルサービスの享受が十分に維持・確保されるのか、言わば「サービスの受け手側」から見た議論が必要だと思っています。

特に、制度の改廃をするのであれば、先ほども強調しましたように、広く国民的コンセンサスを問うべきだと思っています。現時点において、その点の国民、ユーザへの問い

かけが、まだ不十分かなというふうに思っております。

すみません。駆け足になりました。早口で恐縮です。以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【三友主査】 林先生、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御発表、大変重要な内容を含んでいると思います。皆様からの御意見をいただければと思います。一応、予定としては2時間ということで、4時45分に終了することになっておるんですけども、すみませんが、若干延長させていただくかもしれません。その点、御容赦いただければと思います。

それでは、砂田構成員、お願いします。

【砂田構成員】 林先生、どうもありがとうございました。私も先生が最後に言われたように、利用者の視点というところは大変重要だと思っていますし、国民的なコンセンサスを取っていくということは本当に重要だと考えています。その点は賛同いたします。

もう1つ、その上で質問なんですが、私自身は、効率性はやはり重視した方がいいという立場ではあるんですけども、先生の資料の6ページに、MNOの役割について、ワイヤレスサービスについてのMNOの役割というスライドがあります。ここでMNOに対しては、そういう厳しい規制は課すべきではないけれども、NTT東西に協力する義務を課すことが適当だという御指摘になっています。この協力する義務というものをもう少し具体的にといいますか、教えていただけますでしょうか。

【三友主査】 時間も限られておりますので、御質問がありましたら、今のうちにお手を挙げてください。すみませんが、お願いいたします。

林先生、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。重要な御質問、それから御賛同の部分もいただきまして、ありがとうございます。

MNOについては、NTT東西の義務の履行に協力する義務をMNOに課してはどうかということですが、これは、「義務」というふうにちょっと厳しめの言葉を書いたんですけども、これは法律上に何か書き込むかということもちろんあるかもしれないんですけども、ただ、法律上に書くというのではなくて、民々の協議ということを前提にした上で、ただ、自分たちは関係ないんですよということで協力する姿勢を見せないというのは、これは非常に困りますので、何がしか努力義務でもいいんですけども、そういった形でNTT東西の義務と対応する形で、MNOに対してもそういった協力する義務な

いし責務というものを課しておかないと、これはちょっと負担としても一方向になってしまふのかなと。

そういう意味では、NTT東西の責務と、MNOの責務、あるいは電力事業者とか、ケーブルテレビ事業者の責務というものも対になるものだなというふうに思っています。それを法律にどう書くかというのは、今後の議論に委ねさせていただければと思います。

以上です。

【砂田構成員】 ありがとうございます。将来、例えばモバイルが、電話でもブロードバンドでも、もしユニバーサルサービスになったときも考え方は同じということでしょうか。

【林構成員】 そこは、そういったことになれば、またそれは大きく変わっていくんだろうなというふうに思います。現時点では、あくまで私は、現時点の……。

【砂田構成員】 現時点で、はい。

【林構成員】 将来的にももし大きくそういったことが変わるのであれば、それに応じてまた制度も都度都度に見直していくべきだというのは、当然考えていくべきだというふうに思っています。

【砂田構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 林先生、御発表ありがとうございます。法的な論点として、こういう整理はあり得るなというふうに拝聴しました。

私も、先ほどの御質問とか、砂田先生の御意見と一緒に、協力義務がよく分からなかったもので、一体何ということをお聞きしようと思ったんですが、ほぼ、今、御回答いただきましたので、その点はよしとして、もう1つ、供給側の論理に偏っているというお話がありました。供給側のコストベースで考えて、その収益性という観点から、供給側の論理が前面に出過ぎてはいけないという御趣旨は非常にごもっとも。ただ、私はエコノミストなので、そうすると、逆側に何という、これはデマンドサイド（需要側）ということになるわけですが、ナショナルミニマムをどう考えるかにもよるんですが、そもそもそのニーズというのは、あればいいなと希望することと、実際の支払意思額として、これだけ払ってもいいという、いわゆる需要とは全く概念が別のものであって、実際にこれだけのコストをかけて、これだけの品質のものを提供すると、これだけの料金になります、それでもあ

あなたは本当に加入しますかということが、現状、データとして分からないので、そういう中で、それをこちらで勝手読みして、こういう品質水準で、こういうことをあまねく提供しましょう、事業者の皆さん、頑張ってくださいというのは、そういう意味では、いわゆる需要と供給の論理には合っていないわけです。ですので、そこをどういう品質のものを、どういうふうに提供することが、いわゆるナショナルミニマムとして同意できる水準のものなのかということについて、それだったら5,000円払っていい、6,000円払っていいということで、実際の料金が全国一律になるのかどうかということも含めて、いろいろ議論があるところだと、あるいは、どれだけの収入費用方式で、どれだけの補填が実際に行われるのかということも全部絡んでくる話ではありますが、そういう需要と供給の論理というところでも、やはり検討していく必要があるのではないかと。勝手読みしてナショナルミニマムを我々が勝手にイメージして想定して議論するわけにはいかないということで、ここのところもやはり具体的なエビデンスに基づいて、今、具体的にNTTさんの方で試算されているとかという話もありましたけれども、全国の一律の料金水準というのは、ブロードバンドのユニバーサルサービスでどのように想定されてくるのかということも含めて、やはり議論していく必要があるのかなというふうに感じました。質問というより意見です。

【林構成員】 ありがとうございます。最後に岡田先生がおっしゃったことは、私も全く同感でありまして、ナショナルミニマムとして頭でっかちにアプリアリに議論するというよりは、このニーズというのは、聞けば際限なく広がっていくおそれがあるので、やっぱりそこは支払意思額の制約があるので、そこはデータとしてよく分からないという部分を私もこれを書いていてもやややとしていましたので、そこは、今後、NTT東西さんの試算も出るということですので、その試算も待って、先生がおっしゃったように、エビデンスベースで、需要と供給の見合う中から最適解を探っていくという努力を今後進めていく、そういった具体論に進んでいく必要があるのかなというふうには思っています。そういう意味では、先生の今の御発言に同感でございます。

すみません。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

長田構成員からは、林先生の御意見に賛成しますという御意見でございました。もう時間で退出されているかと思しますので、コメントとして申し上げます。

それから、春日構成員、御意見を書いていただいていますけれども、もし御発言があれ

ば、お願いします。

【春日構成員】 もう時間も過ぎておりますので、簡単にだけ。基本的に林先生のおっしゃっていることに賛同しますということでございます。

ただ、以前このワーキンググループの中で、ブロードバンドの世界でも参加する人たち全員で全ての参加者について支えていく体制は必要なのではないのかと申し上げましたが、それについて少し補足をさせてください。この点について林先生も言及されておられましたが、何も1つの事業者さんだけに押しつけるという意味ではないという点についても留意した方が良いと思いますので、その点についても賛同いたします。

ただ現実的に、やはりある特定の事業者さんにやっていただいた方が、効率的になることもあり得ると思いますし、この体制、この考え方の整理は非常に勉強になりました。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

オプテージさん、短くてよろしければ、御発言をどうぞ。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 申し訳ございません。もう時間も過ぎていのに、オプテージ、篠原でございます。林先生、整理をありがとうございました。

ほぼ賛同でございます。1点だけ、本当に繰り返しになって恐縮ですけれども、努力の義務というところの「義務」という部分の表現です。そこをもう少し柔らかくといいますか、前回のプレゼンで私どもが申し上げたように、「義務」ではなくて、民民協議を前提に、既存の設備を対象にさせていただきたいと考えております。法の趣旨は理解しておりますので、こういった形でしっかり協力していくという趣旨も異論はございませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。林先生のお考えでございますので、その点は尊重したいと思ひます。

最後、若林構成員からもコメントをいただいておりますけれども、もしよろしければ、ご発言ください。

【若林構成員】 もうほぼ書いたとおりでございます。先ほどお話がありましたように、電力系の事業者やケーブルテレビ事業者について、いろいろな義務付けが適当でないというお話は、そのとおりだなというふうに思ひます。

結局、それによって参入をためらうようなことがあれば、結局は、利用者にとってマイ

ナスになるというようなこともあるかと思しますので、この4ページの林先生の御意見には賛成ということです。

努力義務についても、私もお聞きしたかったですけれども、内容をお教えいただいて、さらに思ったこととしては、努力義務でもいいのではないかなとおっしゃって、もしそういうことになれば、検討はその後だと思うんですけれども、努力義務等の場合には、それをまた促進するための仕組みなども検討する必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

以上で、林先生の御発表、そして、それに関する質疑を終えたいと思います。

8ページの最後のポツでおっしゃったこと、実は、ちょうど同じようなことを午前中に開催されましたユニバーサルサービス政策委員会の中でも私が申し上げたんですけれども、非常に悩ましいのは、受益と負担が違うというところでありまして、どうしても我々は、供給側の論理でいろいろ議論しがちですが、実は受益側あるいは負担側の議論も必要だということを、ぜひ今後考えていきたいと思います。

どうもありがとうございました。今日は盛りだくさんで、十分な議論をいただけなかったところもあろうかと思えます。もし追加の御意見あるいは御質問がございましたら、事務局までお寄せください。また、回答につきましても、十分に御回答いただけないというケースもあったかもしれませんので、それにつきましても、改めて書面で御回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、事務局から、今後の予定についてお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。すみません。10分近く長引いてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、本日の会議、以上で閉会いたしたいと思います。長い時間、どうもありがとうございました。